

第 10 回目の今回は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の改正」を取り上げました。

この度、令和 4 年 3 月 10 日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」（令和 4 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。）が告示され、令和 4 年 4 月 1 日から施行となります。

本改正は、令和 4 年 4 月 1 日改正後の「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律 第 57 号）の規定を踏まえ、見直しがなされたもので、比較的大きな改正となっています。

詳細内容は、下記ウェブサイトでご確認ください。

（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

（文部科学省）

[https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku\\_igaku.html](https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku_igaku.html)

（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220310006/20220310006.html>

研究者の皆様には、改正後「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」にくわえ改正後「個人情報の保護に関する法律」を適宜ご参照いただき、適切に対応いただけますようお願いいたします。

なお、本改正について令和 4 年 3 月 9 日に行われました「2021 年（令和 3 年）度 北里大学医学部・病院 臨床研究/研究倫理セミナー」で解説しています

「北里大学病院 教職員向け院内広報システム」で配信されていますので是非ご視聴ください。

（※院内広報システムを利用できない方向けに、倫理審査室より DVD の貸し出しが予定されています。）

○「北里大学病院 教職員向け院内広報システム」

URL <http://www.khp-staff-info.jp/>

「講習会」⇒タイトル：2021 年（令和 3 年）度 北里大学医学部・病院 臨床研究/研究倫理セミナー

HRP 室ホームページには、北里大学医学部・病院で臨床研究を行う際に必要となる手続き等を纏めて掲載していますので、ご利用下さい。

<https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/section/bumon/hrp/>